

人口総数	64,931	世帯数	17,914
男	31,026	面積	16.07km ²
女	33,905		

報 新 報 あしや

発行所 芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 発行人 芦屋市長 編集 公聴広報室 印刷所 才一出版印刷株式会社 毎月1回5日発行 全世帯配布 昭和29年1月25日第3種郵便物認可(定価2円)

芦屋市民憲章

わたしたち芦屋市民は

- 文化の高い教養豊かなまちをきざしましょう
- 自然の風物を楽しみ、まちなみと花をつつみましょ
- 青少年の夢と希望をすこやかに育てましょ
- 健康で明るく幸福なまちをつくりましょ
- 災害や公害のない清潔で安全なまちにましょ



新年おめでとうございます

新年のごあいさつ

芦屋市議会議長 神井清太郎



からお祈り申しあげます。
本年も、わが国の政情は多事多難であることが予想されますが、わが芦屋市におきましても、いろいろな懸案が山積しております。そのうちでも、六万

明けましておめでとうございませう。希望に満ちた昭和四十四年の新春を迎えるにあたり、まずもって市民のみなさまのご多幸を、心

めざす、太陽と緑がいっぱいのまちづくり

市民待望の海浜の埋立事業が、いよいよ本年こそ原の手によって着工される運びとなりましたことは、国際文化住宅都市建設をめざす当市の将来にとりまして、市民のみなさまとともに、まことによろこびにたえないところでございます。
わたしたち議員も、昭和四十四年こそ本市の飛躍の年として、市民のみなさまの福祉を増進し、豊かな市民生活の実現を期すとともに、市勢の発展のために最善の努力を傾注する所存でございますから、なにとぞ倍旧のご支援とご協力を賜りますようお願い申しあげさせていただきます。
年頭にあたりまして、いささか所感を申しのべ、ごあいさついたします。

明けましておめでとうございます。
めまぐるしい時代の変転、なかにも来年には万国博もひかえる阪神都市圏の近代的変容にさきがけて、わが芦屋市は、新しい時代の需要にこたえる態勢を着々整えようとしています。海浜の開発事業をはじめ、国鉄芦屋駅の橋上化、市民会館大ホールの建設などを新たに追加、「教育・文化の向上」「市民福祉の充実」「市街地の開発・整備」を柱とする諸施策をこころこゝろ推進してまいりたいと思っております。
そのなかでも、新しい年にとくに重点的にもご多幸を心からお祈りいたします。

「健全なる飛躍を」

芦屋市長 渡辺万太郎



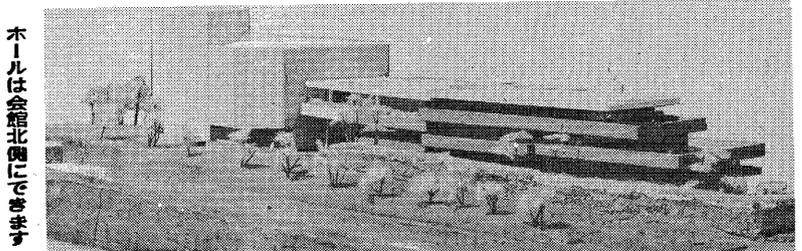
としてとりあげたいものは、交通革命に
応ずるための道路・交通施設の立体化や
歩道の整備などの事業、健康施設の計画などの「まち中の安全と健康」を守る
施策、ならびに昨年実現をみた建物の高度規制を引き継ぐ用途地域計画全般の再
検討など、「明るい緑の環境」
を保全する施策
等でありま。

これら施策の実現をはかる市政運営にあたりましては、長期の視野から将来の行政、財政のみとおしを立て、経済性と効率をモットーに「健全なる飛躍」をめざし、心をこめた市民サービスに徹してまいりたいと思存いたします。なにとぞ、変わらぬご協力をお願い申し上げます。

明春こけらおとし

市民会館 大ホール建設に着手

地域文化をはぐくむ殿堂に



市民会館第三期工事として、会館の北側にホールを建設する。ホールは、市民のたのしみにも親しみ、しかも使ひみちの広いものでなくてはなりません。市議会では特別委員会を設置して慎重に審議された結果、エレベーターをつけること、楽屋を舞台近くにもう一つあやうことなどで設計図に手直しを加えるほかは了承を得ました。

このホールが、既設の会館とともに地域文化を育む拠点となるためには、さまざまに備えねばなりません。舞台の構成と設備をもつたユニークなホールにしたいとの考えから、設計にあたっては、ホール用地としてやせまいといふ敷地条件を逆手にし、観客と舞台が一体となることのできるような方向を、基本的な構想としたのです。この面積にして約四千平方メートル、建物規模地上四階地下二階、真上から見るとほぼ正方形をしたホール内部は、必要な普通舞

市民憲章
市役所では、政府の閣議に相当する部長会議を毎週開催しているが、年末、その席上で市長がい出したことがある。「昭和四十五年の万国博に芦屋のまち全部を出品する」という意気込みで市政を進めたいが、これを助長する「まちを美しくする市民運動」が、かかっていることを願っている。市民憲章を軸にした、いい推進プランはないだろうか。という提案で、よりよい知恵を寄せ合おうとなった。

万博まであと四百日とわずかである。姉妹都市モンテパロでも、その機会に芦屋を訪問しようと考えている市民が多いらしい。ほかにも、内外の人たちが芦屋に寄るに違いない。そんな人たちに「芦屋」を存外に誇り、また「芦屋」を誇りたい。それは、道路にしても、公園にしても、公衆便所にしても、ますます心がけがたいと思う。そして、東京オリンピックのときのように、全市で、まちをきれいに掃除の日があつたら、うれしいのだが。

成人おめでとう

正月 15日

成人式

▼とき 1月15日(祝) 午前10時から正午まで
▼ところ 精道小講堂
▼内容 ①記念式典 ②記念行事…講演「アメリカの若者たち」…京都大学教授会田雄次氏 音楽「組曲第3番」…芦屋室内合奏団、指揮中島良能氏
▼該当者には年賀状で案内しましたが、もし1月5日までに届かない場合は、市立公民館(電話⑤236)へお問い合わせください。

新有権者のつどい

▼とき 1月19日(日) 午前10時から
▼ところ 市民会館第9集会室
▼司会 桃山学院大学教授黒住章氏
▼出席希望の方は市選挙管理委員会へ。

新有権者としての自覚

▼しめ切 1月31日(消印有効)
▼提出 神戸市生田区下山手5の1 兵庫県選挙管理委員会へ
▼枚数 200字詰原稿用紙10枚以内

祝日には国旗を掲げよう

芦屋の高度地区指定

きょうの朝から発効

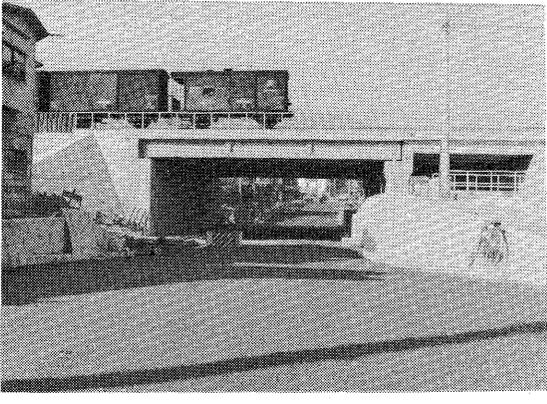
環境保護に高さの規制から

住宅地としての良好な環境がいつまでも保たれるように、本市では、芦屋国際文化住宅都市建設計画高度地区の指定を申請中で、昨年十二月十六日、建設大臣からその指定をされ、同日告示、きょう一月五日から効力を生じた。高度地区というのは、建築物の高さの最低限度または最高限度をきめた地区のこと。住宅環境の保全はかりでなく、土地の合理的な利用、美観の保持などの目的で指定されたものである。

指定地 区は三・五平方キロ

今回の指定は、第一種または第二種事情が変わってきまうから、二種高度地区の二つに分けて指定しようとするという。第一種高度地区は、住居専用地区を対象として指定するが、概略は次のようである。二つの種類の制限内容は、第一種高度地区は、低層建築の周囲の状況などによって土地で、住宅地として指定したものである。

めがね橋(国鉄宮川)が開通



ガード拡張で南北交通のネックが解消した宮川線道路

国鉄の宮川ガード(通称めがね橋)で続けていた拡張工事は、昨年末で舗装工事も終え、自動車も通れるようになってきた。付近の方々も通行のみならず、長い間たいへん迷惑をおかけしましたが、拡張工事が完了し、同ガードの幅は着工前に比べて三倍近い三・三に広がりました。また、同ガードの東を流れる宮川も幅六・五(着工前二・一)に広がりました。

市内の南北交通がスムーズになりました。また、同ガードの東を流れる宮川も幅六・五(着工前二・一)に広がりました。

山麓線道路の整備も進む

山麓線道路のうち、行きどまりになっていた靈園から警察学校間、道路工事が進んでいます。この道路は、延長二百、車道幅八、両側の歩道幅一・五、一月末に舗装工事も終わります。なお、朝日ヶ丘町20番地先から警察学校にかけての延長四百二十、北部土地区画整理事業の一環として昭和十四年度末完成を目途に工事をしています。

今後の問題

本市が当面している中、高層建築物の無秩序な建設に伴う弊害に対処するためには、これまでの行政指導だけでは限界にきてしまっています。高度地区指定に必要な調査や作業を進めよう、二つの条例を昨年五月の定例市議会に提案しました。

六月二十一日に可決されたその一つは「芦屋市高度地区に関する審議会条例」で、高度地区と高度の制限内容について、市が原案を諮問する審議会を設けるための条例です。もう一つの「芦屋市建築協定に関する条例」は、住民が自主的に進める建築制限などについて、その申し合わせを公的のものにする道を開くためのものになります。

公私多忙

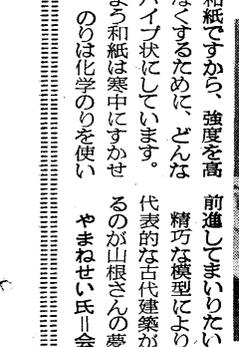
「日本の古代建築の美しさ、それは、一昨年の十二月から四月にかけて現した。それを要して昨年十一月まであがった。本の手書き和紙が縮尺百五十分の一、墨一板ほどに相当する大きさである。」

新宮殿の模型に一年

山根誠さん (山崎町) お引き受けしないといっています。絵や写真では縦横のプロポーションがくずれ、設計者の意図に反した模型を作ることになります。山根さんのこの基本は、新宮殿を見ても、屋根のそり、手すりの形ももちろん庭石の形、庭木の枝ぶりも再現し、光栄あるおしごとを完成させた。

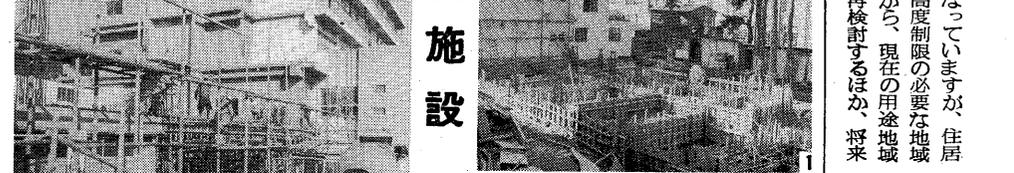
山根誠さん

「主材が和紙ですから、強度を高め、めがねも少なくするために、どんな小さな柱でもパイプ状にしています。虫がつかないよう和紙は寒中にすかせ、やませい氏い会社社長、五十九才



新宮殿の模型に一年

ことしお目見えする新施設



芦屋病院の増設工事

芦屋病院の増設工事、昨年八月に着工した芦屋病院の第二期工事(写真上)は、本館増設部分が二階のコンクリート打ちを終え、エックス線・機械棟改築は基礎工事から、また看護婦宿舎新築と掘方工事中と順調に進められています。この第二期工事が九月末に完成すれば眼科、耳鼻いんご科、皮膚科、泌尿器科、口こう外科を新たに設けるほか、九ノベド増床し、名実備わった総合病院となります。

市営住宅 昭和四十三年度の市営住宅(写真下)は、朝日ヶ丘町甲南高校バス停前に鉄筋コンクリート六階建て、二十一戸を建築中

一、三月完成、四月入居を目途に仕上げを急いでいます。なお、この分については、二月十五日に抽選を行います。

焼却場

九台のみ収集車が運んでくる市内のゴミは、一日に三十八八噸、このゴミを焼却する南宮町の第一清掃工場(焼却場)は日に四十噸の処理能力があります。しかし、この燃焼能力によって一時、焼却場に入れる量が異なりますから、中間の仮置き場を捜しています。

七つめのち

呉川町七番子広場ができました。市民の方の好意で貸していたのは百七十平方メートルの土地で、市はさっそく開墾や整地をすませました。これで昨年中に誕生したびつ子広場は、三条南町83の1、茶屋町61の2、精道町10番16-18号地先南宮町15番16号地先、松の内町25番地先、呉川町15番の六カ所と合わせ、全部で七カ所となりました。

七つめのち

びつ子広場 側にもちびつ子広場ができました。市民の方の好意で貸していたのは百七十平方メートルの土地で、市はさっそく開墾や整地をすませました。これで昨年中に誕生したびつ子広場は、三条南町83の1、茶屋町61の2、精道町10番16-18号地先南宮町15番16号地先、松の内町25番地先、呉川町15番の六カ所と合わせ、全部で七カ所となりました。

七つめのち

びつ子広場 側にもちびつ子広場ができました。市民の方の好意で貸していたのは百七十平方メートルの土地で、市はさっそく開墾や整地をすませました。これで昨年中に誕生したびつ子広場は、三条南町83の1、茶屋町61の2、精道町10番16-18号地先南宮町15番16号地先、松の内町25番地先、呉川町15番の六カ所と合わせ、全部で七カ所となりました。

七つめのち

びつ子広場 側にもちびつ子広場ができました。市民の方の好意で貸していたのは百七十平方メートルの土地で、市はさっそく開墾や整地をすませました。これで昨年中に誕生したびつ子広場は、三条南町83の1、茶屋町61の2、精道町10番16-18号地先南宮町15番16号地先、松の内町25番地先、呉川町15番の六カ所と合わせ、全部で七カ所となりました。

交通安全

先月の市内	交通事故	112件
死者		2人
死傷者		60人
1月の累計	死者	1,289人
	死傷者	869人

たき火にご注意

寒くなるとうるまじや道路の上でたき火がよく行なわれますが、油、紙くず、木くずなどが置いてある所では、絶対にたき火をしてはいけません。とくに道路上でのたき火は道路交通違反となり

太陽と緑の保護へ第一歩



町づくりの方向きめた

高度地区指定と建築協定

特集 目的は…、内容は…、将来は…

本市の高度地区指定は、一月五日から効力を生じた。

このように、高層建築対策として建築物の高さを規制しようとする動きは、昨年三月に専任主幹をおいて本格的な調査・準備をはじめて以来、テレビの電波にのって新聞で報じられたりして、全国から注目を集めました。

では、高度地区に指定されたというのは具体的にどんなことなのでしょう。この紙面は、高度地区指定についての説明をまとめました。市民のみなさんにご理解いただく一助となれば幸いです。

住宅建設に 今日、本市における住宅不足の原因には、あまりにも都市へ人口が集まりすぎたこと、あまりにも

伴う問題点 市における住宅不足の原因には、あまりにも都市へ人口が集まりすぎたこと、あまりにも

は四十二年六月十五日に改正され、六月から施行されます。現状にそぐわない部分は改められ、建築基準法も改正案が発表される動きをみせてきました。

官報 (昭和四十三年十二月十六日、第二六〇三号)

建設省告示第三千五百六十四号

都市計画法第三条第一項の規定により、芦屋国際文化住宅都市建設計画高度地区を指定したので、同法同条第二項及び同法施行令第一条の規定により、次のように告示する。ただし、その効力は、昭和四十四年一月五日から生ずるものとする。

昭和四十三年十二月十六日 建設大臣 坪川信三
一 都市計画の名称及び地区の種類 芦屋国際文化住宅都市建設計画高度地区(第一種高度地区ほか一地区)
一 関係図書縦覧場所 兵庫県庁及び芦屋市役所

町づくりは

ちょっとの違う建物が雑然とまじりあわないように、都市計画法と建築基準法とにもとづく用途上の制限があります。したがって、都市計画の基本はまず土地利用計画だということです。

次に、用途的な地域指定のほかさらに別の制限を受ける地区があります。すなわち、高度地区と容積地区などがそれ、地域・地区は市町村単位で定められます。芦屋は、下の第三表のとおり指定されています。

一表 一 建ぺい率の表 (建築基準法第55条)

用途地域	建築物の種類	右以外の地域・地区		防火地域	準防火地域	特定行政庁指定区域
		防火地域等	防火地域			
商業地域	耐火建築物	0.7A	制限なし	0.8A	0.8A	—
	その他		0.7A			
住居工業地域	耐火建築物	(A-30㎡)×0.6	0.7A	0.6A	0.6A	0.6A
	その他		0.6A			
未指定地域	耐火建築物	0.7A	0.8A	0.7A	0.7A	—
	その他		0.7A			

- A 敷地面積
- 角地等で特定行政庁が指定するものの中にある建築物は0.6→0.7, 0.7→0.8, 0.8→0.9とする。
- 巡査派出所, 公衆便所, 公共歩廊その他これに類するものうちにある建築物で, 安全上, 防火上及び衛生上支障がない場合で過小宅地が多い等土地の状況により, やむを得ない場合で特定行政庁が建設大臣の承認を得て法第22条第1項の市街地の区域について指定する区域

高さの制限 (法第57条) 建築物の高さは、住居地域内においては20を、住居地域外においては31をこえてはならない。

では、次のページで、高度地区と建築協定の内容をご説明いたします。

一表 三 芦屋市における土地利用の地域・地区種別

種別	土地利用種別	性	現行制度による制度				
			用途地域制	容積地域制	防火地域制	景観地域制	
			用途純化	用途保形	健康防災	都市景観	
都市計画区域	郊外住宅地帯	郊外の田園的な住宅地	住居地域	高度地区	—	—	—
	普通住宅 //	日照、防火上必要な空地を存する住宅地	住居専用区	—	—	—	—
	防火住宅 //	防火措置の必要な密集住宅地	—	—	—	—	—
	集合住宅 //	土地の高度利用を図る必要のある住宅地	—	—	—	—	—
	店舗 //	日常生活に必要な店舗街	—	—	—	—	—
	周辺商業 //	周辺市街地の一般商業地帯	商業地域	—	—	—	—
	都市商業 //	都市の中心商業地帯	—	—	—	—	—
都市計画外	山林 //	山林地帯	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—

国立公園 ○すぐれた自然の景勝地を保護する上特別地域 ○公園計画上 第1種特別地域、第2種特別地域

一表 二 土地利用計画の地域・地区種別

種別	土地利用種別	性	現行制度による制度			
			用途地域制	容積地域制	防火地域制	景観地域制
			用途純化	用途保形	健康防災	都市景観
都市計画区域	郊外住宅地帯	郊外の田園的な住宅地	住居地域	高度地区	準防火地域	—
	普通住宅 //	日照、防火上必要な空地を存する住宅地	住居専用区	—	—	—
	防火住宅 //	防火措置の必要な密集住宅地	—	—	—	—
	集合住宅 //	土地の高度利用を図る必要のある住宅地	—	—	—	—
	店舗 //	日常生活に必要な店舗街	商業地域	—	—	—
	周辺商業 //	周辺市街地の一般商業地帯	—	—	—	—
	都市商業 //	都市の中心商業地帯	—	—	—	—
	業務 //	都市の中心商業地帯	—	—	—	—
	家内工業 //	零細工業地帯	工業地域	—	—	—
	軽工業 //	軽作業及中小工業地帯	—	—	—	—
	重工業 //	重化学工業地帯	—	—	—	—
	専用工業 //	運河鉄道沿いの工業的にのみ活用する地帯	—	—	—	—
	臨港 //	港湾地帯	—	—	—	—
	農耕 //	市街地の過度の連たん膨張拡散を防ぐ地帯	—	—	—	—
	山林 //	山林地帯	—	—	—	—

国立公園、国定公園 ○すぐれた自然の風景地を保護する上 特別地域 (特別保護地区) 普通地域 ○公園計画上 第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域

